

第10回赤い羽根「つながりをたやさない社会づくり」重点助成事業募集要項

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、日常生活に困窮する家庭が増加するなど、新たな地域課題が発生しています。

加えて、大規模水害等、毎年発生する自然災害による市民生活への影響も懸念されます。

このような状況の中で、埼玉県共同募金会では、「つながりをたやさない社会づくり」をテーマとして、引き続き日常生活に困難を抱える子どもとその家族、経済的に困窮した人、災害被災者などを支援するため、この要項に基づき第10回重点助成を行います。

2 助成対象団体

以下の条件を全て満たした団体を対象とします。

- (1) 埼玉県内で県民を対象に活動する営利を目的としない民間団体とします。
- (2) 法人格の有無は問いませんが、会則等を定めて継続的に活動している団体とします。
※株式会社、有限会社、医療法人及び宗教法人は対象としません。
- (3) 活動実績が1年以上あり、決算書の公表が可能な団体とします。

3 助成対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもとその家族、経済的に困窮した人、災害被災者などを支援する次の事業とします。

- (1) ひとり親家庭や生活困窮家庭への生活支援事業（配食やパントリーなど）
- (2) 引きこもり支援や居場所づくりを目的とする、高齢者等を対象としたサロン活動や子ども食堂、学習支援活動の運営における三密回避のための事業
- (3) 新型コロナウイルスの感染が懸念される状況下における災害被災者支援事業や防災対策事業
- (4) その他各種支援事業

4 対象経費

対象者の支援に直接必要な費用を対象とします。

[対象とする費用の例]

- ・フードパントリー事業の食材費、会場使用料、容器やビニール等消耗品費
- ・配食サービス事業に使用する車両や備品等のレンタル費用
- ・無料学習サポート事業における教材費やマスク、手袋、消毒液等感染予防対策費及び外部の講師に対する謝金
- ・災害時の感染症対策費用
- ・各種事業のボランティアに対する交通費などの実費弁償費用

[対象外経費]

- ・団体の役職員に支払う人件費及び謝金等
- ・団体の維持のために充てる費用（事務所の家賃や光熱水費）
- ・公的補助や他の助成金が充てられる費用
- ・助成事業実施期間外に支出した費用
- ・主たる目的が団体の財産取得と見なされる費用
- ・空気清浄機やパソコン等助成対象事業外での活用が見込まれる備品の購入費用

5 助成額

1 団体あたりの助成上限額は30万円とし、助成総額は500万円を予定しています。

※一定額の自己負担が必要となります。（法人格有り：25%程度、法人格無し：10%程度）

6 助成事業実施期間及び募集期間、決定時期

令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和4年10月1日（土）～令和4年11月11日（金）消印有効

助成決定時期：令和4年12月26日（月）

7 応募方法

別紙『共同募金重点事業助成要望書』に必要事項を記入の上、以下の①～③の添付資料（必須）と併せて、送付してください。

①定款、会則等

②令和3年度の活動実績が分かる書類

③令和3年度決算書類（収支計算書・貸借対照表等）

※『共同募金重点事業助成要望書』には団体印又は代表者等の押印が必要となりますので郵送のみで受け付けます。受付後、本会より確認メールを送ります。

※必要に応じて追加資料を求める場合があります。

8 その他

(1) 助成要望事業の審査は、この要項によるほか、本会助成方針に基づき行います。

(2) 審査の結果は、応募団体あてに郵送により通知をします。この際、助成決定団体には、助成金の交付から精算報告までの手続きについてお知らせします。

(3) 助成金は、事業実施期間終了後に精算交付します。

(4) 活動を実施する際は、チラシや団体のホームページ等のSNSにおいて、必ず「赤い羽根つながりをたやさない社会づくり支援事業」であることを記載すること。

(5) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開いたします。

[問い合わせ]

社会福祉法人 埼玉県共同募金会 業務課

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 3階

TEL:048-822-4045 FAX:048-824-9819

E-mail:11@akaihane-saitama.or.jp